

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）（抄）

（網掛けゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後	修正前	現行
<p>公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律</p> <p>（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）</p> <p>第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p>	<p>公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律</p> <p>（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）</p> <p>第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>（削る）</p>	<p>公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律</p> <p>（新設）</p> <p>（資金提供）</p>

(公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者以外の者による資金等の提供等)

第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千  
万円以下の罰金に処する。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を執行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪を執行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。

(削る)

(公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者以外の者による資金等の提供等)

第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千  
万円以下の罰金に処する。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の執行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を執行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪を執行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。

3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を執行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは

第二条 情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、資金を提供した者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(削る)

(削る)

要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

4 前三項の罪の未遂は、罰する。

(削る)

第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提  
供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(資金収集)

第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために使用する目的で、資金の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、資金を収集したときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(新設)

(削る)

第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 第三条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提  
供させた者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(自首)

第四条 前二条の罪を犯した者が当該罪に係る公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手前に自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

(国外犯)

(新設)

第四条 前二条の罪を犯した者が当該罪に係る公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手前に自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

(国外犯)

**第五条** 第二条及び第三条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条及び第四条の二の例に従う。

（両罰規定）

**第六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して**第二条又は第三条**の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

（経過措置）

2 **第五条**の規定（刑法第四条の二に係る部分に限る。）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

**第七条** 第二条から**第五条**までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条及び第四条の二の例に従う。

（両罰規定）

**第八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して**第二条から第五条**までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

（経過措置）

2 **第七条**の規定（刑法第四条の二に係る部分に限る。）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

**第五条** 第二条及び**第三条**の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条及び第四条の二の例に従う。

（両罰規定）

**第六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して**第二条又は第三条**の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

（経過措置）

2 **第五条**の規定（刑法第四条の二に係る部分に限る。）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（網掛けゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後	修正前	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）<b>第三条</b>第一項若しくは<b>第二項前段</b>（資金等の提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供され、又は提供しようとした財産</p> <p>3～7（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）<b>第三条</b>第一項若しくは<b>第二項前段</b>、<b>第四条</b>第一項若しくは<b>第五条</b>第一項（資金等の提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供され、又は提供しようとした財産</p> <p>3～7（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）<b>第二条</b>（資金提供）に規定する罪に係る資金</p> <p>3～7（略）</p>

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項前段の罪の未遂罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。))により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。)の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益(同法第三条第一項又は第二項前段の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。)の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2・3 (略)

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。))により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。)の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益(同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。)の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2・3 (略)

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。以下この項及び次条において同じ。)の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益(同法第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。)の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2・3 (略)

<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十 二条、第五十九條關係） 一〇七十四（略） 七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のため の資金等の提供等の処罰に関する法律第 二条（公衆等脅迫目的の犯罪行為を<b>実行し ようとする者による資金等を提供させる 行為</b>）又は第三条（公衆等脅迫目的の犯罪 行為を<b>実行しようとする者以外</b>の者によ る資金等の提供等）の罪 七十六〇八十四（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十 二条、第五十九條關係） 一〇七十四（略） 七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のため の資金等の提供等の処罰に関する法律第 二条から第五条まで（公衆等脅迫目的の犯 罪行為を<b>実行しようとする者による資金 等を提供させる行為</b>、公衆等脅迫目的の犯 罪行為を<b>実行しようとする者以外</b>の者に よる資金等の提供等）の罪 七十六〇八十四（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十 二条、第五十九條關係） 一〇七十四（略） 七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のため の資金の提供等の処罰に関する法律第二 条（資金提供）又は第三条（資金収集）の 罪 七十六〇八十四（略）</p>
---	--	---